

埋蔵文化財包蔵地の届出について

開発・建築等を行うにあたり、その土地に埋蔵文化財がある場合、文化財保護法により「工事前の届出」が必要です。

開発・建築等行われる計画のある土地について、周知の埋蔵文化財包蔵地内かどうか、「文化財保護課埋蔵文化財係」にお問い合わせ下さい。

※窓口、もしくはFAXのみ対応です。FAXの場合は開発内容地番の載った地図等を一緒に送付して下さい。

「遺跡がある（包蔵地）」の場合

文化財保護法93条の届出を「工事60日前」までに提出して下さい。

提出後、開発等の状況、包蔵地の状況を検討し、以下の3つの判断をします。

影響がある

確認調査

影響
少ない

工事立会

影響
ほぼない

慎重工事

「確認調査依頼書」・「確認調査承諾書」の提出。確認調査結果によっては、「発掘調査」の場合もあります。その場合は、時間等要しますので早めの提出をお願いします。

※届出等の各種書類は、市のHPよりダウンロードできます。

「遺跡がない」場合

届出は必要ありません

※万一、工事の途中に土器等発見した場合は、文化財保護課へ連絡して下さい。また、近接の土地が埋蔵文化財包蔵地の場合は「試掘」をお願いする場合があります。

【担当課】

安中市みりよく創出部 文化財課（埋蔵文化財係）

電話 027-382-7622

FAX 027-382-7623

※安中市の遺跡（包蔵地）の分布状況は「安中市遺跡分布地図（報告書）」、または「群馬県マッピングぐんま」（HP）で確認できます。